

いじめ防止基本方針



近江八幡市立馬淵小学校

平成 26 年 2 月策定

平成 30 年 4 月改訂

令和 5 年 4 月改訂

令和 5 年 11 月改訂

近江八幡市立馬淵小学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 2 月策定
平成 30 年 4 月改訂
令和 5 年 4 月改訂
令和 5 年 11 月改訂

いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

- いじめの問題への対応は、学校だけでなく社会における重要課題の 1 つである。
- いじめは「どの子どもにも」「どの学校でも」起こりうるものであり、安易に解消するものではないという認識のもと「子どもの目線」に立ったいじめの把握と学校の組織的かつ迅速な対応による「いじめ解消」を目指す。
- いじめの未然防止には、児童自らがいじめの問題について考え、議論したりいじめ撲滅や命の大切さを呼びかけたりするなど、児童自身による主体的な活動が重要である。

1 いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものである。

—いじめ防止対策推進法 第 2 条—

- (注 1) 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係を示す。
- (注 2) 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。
- (注 3) けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- (注 4) 学校は、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、見守る、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合にあっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第 2 2 条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。

2 いじめの構造

いじめはいじめる側（加害者）といじめられる側（被害者）という二者関係だけでは成立しないことが多い。両者に加え、はやし立てたり面白がったりする存在（群衆）と、周辺で黙ってみている存在（傍観者）を含めた四層構造の中で起こることが多い。そこで、以下の 2 点に留意する必要がある。

- ・被害者から見れば、傍観者も群衆も含め、周りがすべて加害者と認識されることがある。

- ・傍観者も群衆もいじめがあることを苦しめながら、仲裁したり訴えたりすることが難しい状況に置かれていることも考えられ、加害者以外すべて被害者と見る場合もある。

3 いじめの特徴

1. いじめはもともと見つけづらい特性があり、事実認定が難しい
 - ・加害者が認めない場合や、直接行動せず、指図のみする場合がある。
 - ・被害者が気づいていない、気づいても認めたくない、認めても声に出せない（相談できない）ことがある。
 - ・多くの人が見ていても、様々な関係性の中で、なかなか認識が一致しないことがある。子どもの力関係が心理面で反映され、真実を語れない。
 - ・「ふざけていただけ」「冗談だった」などの言い訳が存在し、真実が見えにくいときがある。
2. いじめはお互いの人間関係から生じる歪みである
 - ・いじめは行為だけでなく、お互いの関係性で、意味や程度が変わってくる。
 - ・いじめはお互いの力のアンバランスによって生じる。
 - ・誰もが被害者にも加害者にもなりうる流動的なものである。
3. いじめは第三者に打ち明けたり、訴えたりしづらく、心身に多大な影響を与える
 - ・周りの人から責められることで、被害者が「自分が悪い」と思う気持ちになるなど、いじめを認めること自体が心の傷となる。
 - ・被害者が「これはいじめではない」「いじめられてはいない」と自分自身で思うことで、心のバランスを保っていることがある。
 - ・被害者の自尊感情がひどく傷つく。
 - ・被害者は、身近な人だからこそかえって相談できない場合がある。また、傍観者はいじめを口外したことにより自身が新たな被害者になる可能性があることを恐れ、相談できない場合がある。

4 本校のいじめに対する11の基本的姿勢

1. いじめは重大な人権侵害であり、かつ命に関わる問題であるので、絶対に許されるものではないという強い姿勢をもつ。
2. どの学校でも、どの学級にも、どの子どもにも起こりうるものであるという危機意識をもつ。
3. いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
4. 子ども一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
5. 個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的、形式的には行わず、被害者の立場に立つて行う。
6. 被害者やその家族の辛さを共感的に受け止める。
7. いじめ早期発見のために、日常の細やかな声かけや関わりなどを行い、子ども達の言動に注意し、気になることがあれば教職員間の情報共有を確実に行う。
8. いじめが起きたときは、「ホウ・レン・ソウ」のもと迅速かつ組織的に対応する。
9. 被害者の安全を確実に保証するとともに、いじめの内容によっては、学校内だけでなく警察

をはじめとする外部機関や SC、SSW、医師などの専門家と協力して解決にあたる。

10. 学校と家庭が情報を共有し協力して、事後指導にあたる。

11. 加害者や群衆、傍観者への適切な指導と継続的な見取りで再発を防ぐ。

5 いじめ問題に取り組むための校内組織

1. 校内の組織

生徒指導部会

開催日 不定期（必要に応じて）

構成員 管理職、教務、生徒指導担当、養護教諭、各学年部より 1 名

内 容 全校課題や学級課題への現状確認、意見交換、指導や取組の検討と共通理解

いじめ対策委員会

開催日 事案発生時、必要時

構成員 管理職、教務、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、当該学級担任

※必要に応じてスクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）

内 容 いじめが起きたときの対応、又はいじめ防止に関する実効的な措置

子どもを語る会

開催日 各学期はじめと年度末

構成員 全教職員

※必要に応じてスクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）

内 容 全校児童を対象として子どもや家庭の様子などの情報交換、対応や支援等の検討及び共通理解

ミニ子どもを語る会

開催日 毎週水曜日の放課後打ち合わせ

構成員 全教職員

内 容 子どもや家庭の状況の情報共有、指導や支援の検討及び共通理解

2. 家庭や地域、関係機関と連携した組織

緊急生徒指導委員会

開催日 緊急な生徒指導上の問題発生時

構成員 管理職、教務、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、当該学級担任、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）

※必要に応じて PTA 会長、PTA 生活環境部部長、近江八幡警察署、主任児童委員、校区連合自治会長、青少年健全育成市民会議会長、馬淵コミュニティーセンター長、町づくり協議会会長を招集

内 容 いじめ対策委員会と同様（校長の指示により迅速に支援体制をつくり、対処する必要がある場合）

6 いじめ未然防止のための取組

- ・「いじめは絶対に許さない、いじめられている人を守り通す」ことを子どもたちに宣言する。
- ・いじめや差別を絶対に許さないことを、日常の教育実践活動の基本とし、人権教育の充実に努める。
- ・どの子にも「だめなことはだめ」と毅然と言い切る指導を徹底する。
- ・各教科の授業を通じて「自己存在感」「共感的人間関係」「自己決定の力」を育めるよう工夫する。
- ・子どもたちが「いじめをしない、させない学校づくり」を学級活動等で自主的に取り組めるようにし、居心地のよい学級、学校づくりを推進する。
- ・子どもとのふれあいの時間を大切にし、確保する。
- ・わかる授業、魅力ある授業の創造に努め、基礎、基本の定着を図ると共に、学習に対する達成感、成就感を育てられるようにする。
- ・気軽に相談できるよう、子どもや保護者との関係づくりを大切にする。
- ・一人一人のよいところをみんなで見つけたり、認めたりできるような取組を増やす。
- ・子どもの一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

<一人一人が活躍できる教育活動>

健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は学習を支える生活基盤となるものであるという立場に立ち、以下の教育活動を推進する。

- ・子どもの自発的な活動を支える特別活動の充実
- ・子どもが主体的に取り組む学習活動の充実
- ・異学年交流の充実

<人との関わりを身につけるためのトレーニング活動>

ソーシャルスキルトレーニングから、自分と他者では思いや考えが違うことに気づき、その中に認められる自分が存在するを感じることで、自尊感情を育むことができる。

- ・学校の全教育活動を通して積極的に子どもが発言や自己決定できる場を設定していく。
- ・人権感覚を育成できるような取組を各委員会活動や児童会活動で仕組む。
- ・道徳教育や体験活動を充実させ、社会性や自主性を育むとともに、正義と思いやりの気持ちを育む。
- ・豊かな人間関係を育む力を培えるよう、毎年度に特別活動の年間計画を見直す。
- ・安心して自分を表現できる年間カリキュラムを作成する。また、年間カリキュラムにおいて活用する力の項目や内容を明確にし、見通しをもって学習に取り組めるよう発問や指導方法を工夫する。
- ・人とつながる喜びを味わえる体験活動に取り組み、友だちとわかり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と相互交流の工夫を行うことで、コミュニケーション力を育成する。また、学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科等で道徳性を育てるための体験活動の推進をする。
- ・学校の取組を学校だよりやホームページ等で発信する。
- ・幼児期の学びを生かすことへの啓発を行う。

7 いじめ早期発見の取組

- ・日常的に鋭いアンテナを張り、些細な言動、表情、行動の変化を見逃さないようにする。鋭いアンテナを張るとは、「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである」という危機感と緊張感をもち、絶えず子どもたちを見ていくことである。他にも、些細な変化を見逃さないように、挨拶や声かけを積極的に行ったり、子どもや保護者からの情報提供を大切にしたり、滋賀県教育委員会「ストップいじめアクションプラン」の積極的な活用を行ったりするなどして、いじめのアンテナを張っていく。
- ・子どもの様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い、子どもに安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、当該の子どもから悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。
- ・教育相談体制の充実を図り、担任が十分な時間を確保して、子どもの話を聞くことができる体制の確立に努める。
- ・毎週水曜日の放課後に「ミニ子どもを語る会」、毎学期はじめと年度末に「子どもを語る会」を開き、全校の子どもの様子について情報共有や対応・支援などの共通理解を行う。
- ・毎学期に1回「ココロのアンケート」「ココロウィーク（トークタイム）」を実施し、子どもの悩みや人間関係、いじめに対する相談などを分析し、いじめの早期発見の手立てとする。
- ・担任が中心に定期的ないじめ点検を行い、いじめが心配される状況がないかの確認を行う。

8 家庭や地域、関係機関との取組

- ・日頃から家庭との連携を密にし、学校での様子を伝えたり、家庭での様子を伺ったりして保護者との積極的な情報交換や共通理解ができるように努める。
- ・PTA や学校運営協議会、地域の関係団体等と学校関係者が協議する機会を設けるなどして、地域との連携もはかる。その際、個人情報には十分配慮する。
- ・それぞれの家庭で子どもたちが安全に生活しているかどうか、民生委員・福祉機関とも連携し、情報を共有する。
- ・学校だけでは解決が困難な事案について、外部専門家と連携する取組を推進する。

9 いじめが起きた（発見した）場合の早期解決の手立て

いじめが起きた（発見した）場合には、以下のことに留意し、その対応にあたる。

- ・子どもに「大丈夫か。」と尋ねても、「実はいじめられている。」とは答えにくいものである。「大丈夫。」と返事が返ってきても、その奥には、いじめがあるかもしれないとの視点で当該の子どもを観察する姿勢が大切である。
- ・大人が思っている以上に、切羽詰まるまで、いじめられていることを打ち明けられない子が多い。子どもが相談してきた時点では、すでに心の傷は相当深くなっていると捉えるべきであり、しばらく様子を見る対応は大変危険である。あっという間にいじめは深刻化する恐れがあり、心の傷はより修復が困難になる。
- ・子どもがやっとの思いでいじめられていることを打ち明けたとき、なぜ今まで相談しなかったのか、相談しないあなたもいけないといった対応は、子どもの心を傷つけ失望、絶望させる。

また、被害者責任論は絶対にあってはならず、よく肝に命じておくべき内容である。

- ・真の問題解決には、被害者を守りきることと併せて、加害者が抱える問題にどこまで寄り添い、指導を行うことができるのか、加害者問題の側面も重要である。加えて、傍観者や群衆に対しても同様のことが言え、1事象だけに目を向けるのではなく、多角的な視点で広い視野をもち問題解決に取り組む必要がある。

1. いじめの発見もしくは訴えがあれば、直ちに対応する

- ①いじめを発見した者や訴えを聞いた者は、生徒指導主任、管理職に報告する。
- ②校長指揮のもとに、速やかにいじめ対策委員会を開き、いつ、誰が、どのように事実確認するのか役割分担などの打ち合わせを行う。
- ③事実確認は必ず個別で行い、内容の照合を行う。ただし、極端に長時間の聞き取りを行わないなど、子どもの状況には配慮する。
- ④事実確認後は速やかに集約を行い、情報にズレが生じている場合には追加の聞き取りをする。また、短期・中期・長期に分けて対応策を立てる。
- ⑤対応策を全教職員で共通理解するとともに、該当の子どもやその保護者に説明し、理解と協力を求める。
- ⑥教育委員会に適切に報告する。
- ⑦関係機関や地域の協力も得ながら、いじめ解消に向けた具体的な道筋を示す。
- ⑧犯罪行為と取り扱われるものと認めるときは警察と連携する。

2. 被害者を守りきる

- ①十分話を聞き、「絶対に守りきる」ことを約束して安心感を与えられるようにする。
- ②解決にむけて、本人及び保護者に具体的プランを示して協力を得る。
- ③状況に応じて、SCやSSW、医師や警察などの専門家と連携した対応を行う。
- ④加害者を別室で学習させるなど、被害者が安心して学習できる環境づくりに努める。
- ⑤被害者が不安や緊張で教室に戻れない場合は、別室を用意するなどして学習の保障に努める。
- ⑥いじめ解消後も注意深く見守り、声をかけ、安心感をもたせながら継続的な支援を行う。また、保護者への連絡も継続的に行う。
※いじめ解消の判断については以下<いじめの解消の2要件>を参照
- ⑦必要に応じて出席停止などの処置を検討する。

3. 加害者や群衆が深く反省し、二度といじめを繰り返さない指導を行う

- ①時間、場所、内容、理解、人数、背景など正確な事実確認を複数対応で確実にを行う。
- ②中立的、受容的に対応し、しっかり耳を傾ける姿勢で話を聞くが、いじめは許されないことという毅然とした態度で臨む。
- ③いじめの言動の背景にあるものをつかみ、その課題の解消を図る。
- ④状況に応じて、SCやSSW、医師や警察などの専門家と連携した対応を行う。

- ⑤被害者の辛く悲しい気持ちを理解させ、心からの反省と謝罪が行われるよう導く。
- ⑥償いの気持ちが行動であらわされるよう支援し、再発防止に努める。
- ⑦保護者の理解のもとに、徹底した指導、支援を行う。
- ⑧いじめ解消後も継続した見届けと声かけを行う。

4. 傍観者にいじめをなくすための行動がとれるよう指導する

- ①いじめは絶対に許されないこと、被害者を守り切ることをおさえた上で、見て見ぬふりをしたり、自分とは関係のないことと考えたりすることは、いじめを容認したことになるという事実を深く考えさせる。
- ②自分の問題としてとらえ、仲介者としての働きを含め、今後、自分はどうすべきか深く考えさせる。この時、いじめを目撃したことへの情報提供について、教師をはじめとして他者に伝えることは「ちくり」ではなく「助け」の一つの方法であることを確認する。
- ③学級活動等で学級としてこれからどうすべきかなど、しっかり考える機会をつくる。
- ④学級の進んだ取組を全校に広げ、再発防止に努める。

5. 保護者への説明責任を果たし、協力・連携していく

- ①被害者、加害者の保護者には必ず事実の報告を行い、解決に向けた学校の取組について、理解と協力を求める。
- ②状況によっては、加害者とその保護者に来校を求め、被害者の思いに至るまで話し合う。
- ③いじめの経過を把握し、いじめが解消されたと見られる場合も、継続して状況把握に努める。
- ④いじめ対策委員会判断のもと、状況に応じて学級、全校単位で保護者会の開催を検討する。開催する場合には、いじめの事実と学校の対応、取組について説明し、理解と協力を求める。
- ⑤児童や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときには、重大事態が発生したもものとして、報告・調査に当たる。

※重大事態については以下「10 重大事態の対処」を参照

<いじめの解消の2要件>

以下の2点をともに達成していることをもって、いじめが解消したと判断する。

1. いじめに係る行為が止んでいる

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットの通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続しており、少なくとも3ヵ月以上を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、いじめ防止対策委員会の判断により、より長期の期間を設定する。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害者・加害者の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

2. 被害者が心身の苦痛を感じておらず、安心・安全な生活が送れている

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害者がいじめにより心身の苦痛を感じていない。確認のために、被害者本人およびその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかについて面談等を行う。

1.0 ネット上のいじめへの対処

- ・情報モラルについて日常的に、スマートフォンやタブレット端末、パソコンなど（インターネット）の危険性、フィルタリングサービス利用の徹底やメッセージサービス等の適切な活用について、子ども、保護者両者に働きかけたり情報モラル学習を行ったりする等、危険から身を守る知識と技術を身につけるよう啓発していく。
- ・インターネット等への不快な書き込みが発覚した場合、書き込み内容を保存、プロバイダへの削除依頼を行う。
- ・書き込みの内容によっては、警察や法務局との連絡調整を行う。
- ・書き込まれた子どもには、状況に応じて心のケアを外部機関と連携しながら検討、実施していく。
- ・書き込んだ子どもが特定できる場合は、本人への指導、保護者への連絡を実施し、家庭とともに再発防止に努める。
- ・インターネット上のいじめが犯罪になり得る行為であることを理解させる取組を推進する。

1.1 重大事態への対処

1. 教育委員会又は学校による調査

(1) 重大事態の発生と調査

調査を要する重大事態の例

<生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合>

- ・児童が自殺を企図した
- ・身体に重大な傷害を負った
- ・金品等に重大な被害を被った
- ・精神性の疾患を発症した
- など

<相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合>

- ・不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間連続して欠席しているような場合も、学校の設置者又は学校の判断で重大事態と認識する。

<その他の場合>

- ・児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった

①重大事態の報告

重大事態を認知した場合、直ちに発生の報告を行う。

報告先は右の通りである。 学校 → 市教育委員会 → 市長及び県教育委員会

②調査の主体

教育委員会は、学校からの報告を受けた際、その事案の調査を行う主体（学校または教育委員会）や、どのような調査組織とするか判断する。

<学校が主体となって調査を行う場合>

教育委員会は、必要な指導、人的措置等の適切な支援を行う。

<教育委員会が主体となって行う場合>

- ・学校主体の調査では、重大事態への対応及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する
- ・学校の教育活動に支障が生じるおそれがある

③調査を行う組織

学校が組織した「いじめ防止対策委員会」又は教育委員会が設置した「いじめ対策専門会議」において調査を行う。ただし、構成員の中に、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいた場合、その者を除き、新たに適切な専門家を加えるなど、公平性・中立性を確保する。

④事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、「いつ頃から」「誰から行われ」「どのような態様であったか」「いじめを生んだ背景事情」「児童の人間関係にどのような問題があったか」「学校、教職員がどのように対応したか」などの事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

<被害者からの聴き取りが可能な場合>

- ・被害者から十分に聴き取る。
- ・在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、個別の事案が広く明らかになり、被害者や情報提供者に被害が及ばないよう留意する。
- ・加害者には、調査による事実関係の確認をするとともに、指導を行い、いじめ行為を止める。
- ・被害者には、事情や心情を聴取し、状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
- ・これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて、教育委員会及び学校法人が、より積極的に指導・支援したり、関係機関ともより適切に連携したりして、対応に当たる。

<被害者からの聴き取りが不可能な場合（いじめられた児童生徒が入院又は死亡した場合）>

- ・被害者の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。
- ・調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等が考えられる。

⑤被害者が死亡した時の対応

- ・その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。その際、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。
- ・遺族の要望・意見を十分に聴取する。
- ・在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・遺族に対して主体的に、在校生への調査の実施を提案する。その際、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成、概ねの期間、方法、入手資料の取扱い、遺族への説明の在り方、調査結果の公表に関する方針について、できる限り、遺族と合意しておく。
- ・資料や情報は、できる限り、偏りのないよう、多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、専門的知識及び経験を有する者の援助の下、客観的、総合的に分析評価を行

- う。
- ・学校が調査を行う場合において、教育委員会及び学校法人は、情報の提供について必要な指導及び支援を行う。
 - ・情報発信、報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供を行う。なお、亡くなった児童の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖の可能性が有ることなどを踏まえ、WHOによる自殺報道への提言を参考にする。

(2) 調査結果の報告及び提供

①調査結果の報告

調査結果は、速やかに報告を行う。

報告先は右の通りである。 学校 → 市教育委員会 → 市長及び県教育委員会

②情報の提供

学校又は教育委員会は、被害者やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、被害者やその保護者に対して説明する。

—調査結果を報告する際の留意事項—

- ・他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ・質問紙調査に先立ち、調査結果については、被害者又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要である。
- ・学校が調査を行う場合においては、教育委員会及び学校法人は、情報の提供の内容、方法、時期などについて必要な指導及び支援を行う。

2. 調査結果の報告を受けた市長による再調査および措置

(1) 再調査

- ・重大事態の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、報告結果について再調査を行うことができる。
- ・再調査を行う機関は、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）とし、当該調査の公平性・中立性を図る。
- ・構成員は、弁護士、医師、学識経験者、心理や福祉の専門家等とする。
- ・被害者及びその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置等

- ・教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、指導主事や心理や福祉の専門家の派遣等の支援を行う。
- ・市長はその結果を議会に報告する。内容については、個々の事案の内容に応じ適切に設定されることとなるが、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保する。